

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成26年10月22日（平成26年（行情）諮問第575号）

答申日：平成28年8月1日（平成28年度（行情）答申第245号）

事件名：長浦（24）棧橋整備基本検討に係る報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「報告書（土木編）1. 業務概要，11. 図面作成（改修断面），12. 施工方法の検討（業務名：長浦（24）棧橋整備基本検討）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成26年7月1日付け南防第3787号により，南関東防衛局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分は，法の運用の解釈を誤ったものであり，不開示部分の開示を求める。

ただし，不開示部分のうち，「1. 業務概要 1-1 業務の目的」の一部について，部隊編成が分かる情報であり，公にすることにより，国の安全が害されるおそれがあるため法5条3号に該当するとしている部分に関しては，争わない。

（2）意見書（本答申では添付された資料の内容は省略する。）

原処分において，『「1. 業務概要 1-5 業務内容，1-6 検討結果」，「12. 施工方法の検討」の実施内容及び見込数量等が分かる情報，図，並びに「11. 図面作成（改修断面）」に記載された全ての情報については，今後発注予定の工事に関するものであり，公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号に該当するとして，それぞれ原処分に

において不開示とした』とされている不開示部分について、諮問庁は、理由説明書の4（1）（下記第3の4（1））において開示すべきと判断したとする部分以外の部分中付紙（本答申では省略）に掲げる部分については、『概算工事費を積算することが可能となる情報であり、これを公にした場合、本件工事における発注予定価格が推察され、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、同号（法5条6号）に該当する』と主張しているが、同じ国の発注機関である内閣府沖縄総合事務局、国土交通省、農林水産省、国土交通省所管の鉄道建設・運輸施設整備支援機構に同様の開示請求を行った場合、発注予定の工事であっても開示されており、非開示になった部分は個人情報の部分のみであった。

また、諮問庁は『概算工事費を積算することが可能となる』と主張しているが、概算工事費であって設計価格ではないため、推察されても問題ないとする。防衛省の入札に関する資料を見ると、外の発注機関と比べると、防衛省は積算時に使用する労務単価、資材単価、特別調査単価、見積単価等を一切公表しておらず、予定価格の推察は官製談合のようなことがない限り、他の発注機関に比べるとほぼ不可能であるとする。現在の入札制度は一般競争入札でおこなわれているため、予定価格を推察しても調査基準価格付近での落札であるため、問題ないとする。開示されている発注機関の落札結果を見てみると、特に落札価格が高騰しているとも考えられない。よって処分庁は「公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な事業の執行に支障を及ぼすおそれがある」と主張しているが、具体的な根拠を示さない以上、該当の「おそれ」が単なる危惧感を超え法的保護に値する蓋然性の域に至っているということとはできない。また公にすることにより蓋然性が高まるとも認めることができない。

法5条の該当性について、理由説明書の4（3）（下記第3の4（3））には「工事の実施内容が分かる情報であり、他の工事においても、同種の情報については、公告前には外部からの問い合わせ等に対して一切公にしておらず」と記載があるが、わざわざ主張する事ではなく当たり前のことのように思われる。外部からの問い合わせが法的に認められた情報公開によるものであれば、知る権利を侵害していると考えられる。また「業者において、具体的な施工体制や仮設計画の検討、技術提案の作成、労務費及び資機材の手配等入札の準備が可能となり」とあるが、仮設計画の検討ができて、落札が約束されていない状態での施工体制の確立や労務費及び資機材の手配等、技術提案の課題が決まっていけない以上常識的に考えてできないと考えられる。また「当該業者が同業他社により有利な状況で入札に臨むことができ、」とあるが国土交通

省や農林水産省と同じように開示すれば、当該業者が同業他社より有利な状況で入札に臨むような事態は回避できると考えられる。

結論としては、内閣府、国土交通省、農林水産省が入札前に詳細設計業務の報告書を開示している以上、同じ国の発注機関である防衛省が非公表にするのは、上記理由により開示するのが妥当であると考えられる。処分庁の主張は具体的な根拠を示さない以上該当の「おそれ」が単なる危惧感を超え法的保護に値する蓋然性の域に至っているということとはできない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「長浦（24）棧橋整備基本検討成果物（土木編）1. 業務概要，11. 図面作成（改修断面），12. 施工方法の検討」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成26年7月1日付け南防第3787号により、法5条3号及び6号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分の取消しを求める審査請求がされたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、横須賀港（長浦地区）において計画している既設棧橋とケーソン岸壁の前面水深の増深に関し、既設棧橋とケーソン岸壁について施設の劣化状況等を確認し、経済的で要求性能を満足する最適な改修工法を検討した結果等を取りまとめた報告書である。

3 原処分について

処分庁は、本件対象文書中、「1. 業務概要 1-1 業務の目的」の一部については、部隊編成が分かる情報であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるため法5条3号に該当するとともに、「1. 業務概要 1-5 業務内容，1-6 検討結果」，「12. 施工方法の検討」の実施内容及び見込数量等が分かる情報、図、並びに「11. 図面作成（改修断面）」に記載された全ての情報については、今後発注予定の工事に関するものであり、公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当するとして、それぞれ原処分において不開示とした。

4 法5条該当性について

- (1) 審査請求人は、原処分において、法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした「1. 業務概要 1-1 業務の目的」の一部については、不開示としたことにつき争わないとしていることから、他の不開示部分について精査したところ、処分庁が原処分において不開示とした部分のうち、一部については、これを公にしたとしても公正な

競争により形成されるべき適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法5条6号に該当しないことから、開示すべきと判断する。

- (2) しかしながら、原処分において、法5条6号の不開示情報に該当するとして不開示とした部分のうち、上記(1)で開示すべきと判断した部分以外の部分中、付紙(本答申では省略)に掲げる部分については、概算工事費を積算することが可能となる情報であり、これを公にした場合、本件工事における発注予定価格が推察され、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、同号に該当する。
- (3) また、原処分において、法5条6号の不開示情報に該当するとして不開示とした部分のうち、上記(1)で開示すべきと判断した部分以外の部分中、付紙(本答申では省略)に掲げる部分以外の部分については、工事の実施内容が分かる情報であり、他の工事においても、同種の情報については、公告前には外部からの問い合わせ等に対して一切公にしておらず、これを公にすることにより、業者において、具体的な施工体制や仮設計画の検討、技術提案の作成、労務費及び資機材の手配等入札の準備が可能となり、当該業者が同業他社より有利な状況で入札に臨むことができ、その結果、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分において不開示とした部分及びその理由について、「法の運用の解釈を誤ったものである」として原処分の取消しを求めるが、審査庁において、法5条の該当性を十分に検討した結果、原処分において不開示とした部分のうち、審査庁において開示すべきと判断する部分を除いた部分について、上記4の理由により不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張は当たらず、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成26年10月22日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年11月13日 審議
- ④同月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤平成28年7月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、横須賀港の既設棧橋と岸壁の改修に向けて、部外業者

に委託された調査の結果が取りまとめられた報告書であり、処分庁は、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、法5条6号に該当するとして不開示とした部分の開示を求めており、諮問庁は、上記第3の4のとおり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、一部を開示としているものの、その余の部分については、なお同号に該当するため不開示を維持すべきである旨主張している。なお、上記主張の具体的内容に照らすと、諮問庁は、同号柱書き及び口に該当する旨主張しているものと解される。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書による報告対象である工事（以下「本件工事」という。）については、開示請求の時点（平成26年4月4日）では、入札情報の公告前であった旨説明する（公告日：栈橋整備工事は平成27年10月7日、岸壁整備等工事は同月23日）。

(2) そこで、以下、検討する。

ア 当審査会において本件不開示部分が明示された本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、本件工事の実施内容や見込み数量に係る情報や図面等のほか、工程や概算工事費等が記載されていると認められる。

そのため、上記の情報を本件工事の公告前に公にすれば、当該情報を知った者がより有利な状況でその後の入札に臨むことができることとなり、その結果として契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯できる。

イ したがって、本件不開示部分については、法5条6号柱書きに該当すると認められるため、同号口について判断するまでもなく、これを不開示としたことは妥当である。

3 付言

処分庁が原処分において不開示とした部分及び諮問庁が理由説明書（上記第3）において開示すべきとした部分は、当該箇所が明確に示されているとはいえず、その結果、不開示部分、ひいては不開示理由が不明確なものとなっているといわざるを得ない。

処分庁及び諮問庁においては、今後の開示請求への対応及び諮問後の説明に当たっては、開示・不開示部分に係る説明が不明確・不十分との指摘

を受けることのないよう，適切な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，同号口について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子